

ドキュメンタリー映画における報道映像の出所を明示しない引用

【文献種別】 判決／知的財産高等裁判所
【裁判年月日】 平成30年8月23日
【事件番号】 平成30年（ネ）第10023号
【事件名】 著作権侵害差止等本訴請求、損害賠償反訴請求控訴事件
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 著作権法19条2項・32条1項
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25449647

上智大学教授 駒田泰士

事実の概要

Xは、テレビ番組等を業とする株式会社である。Yは、映画の製作及び配給を業とする株式会社である。

Xの従業員は、Xの発意に基づいて、平成16年8月13日に沖縄国際大学に米軍ヘリコプターが墜落した事故後の現場の状況等を職務上撮影した。当該映像（以下「本件各映像」）は、動画及び音声から成る。

Yは、平成27年ころ本編148分のドキュメンタリー映画（以下「本件映画」）を製作し、同年6月20日から、全国各地の映画館で上映した。またYは、本件映画を収録したDVDを販売し、本件映画に字幕を付した海外版を作成してこれを上映しようとしていた。本件映画には、本件各映像がXに無断で使用されていたが（合計34秒）、その上映に際しXの名称は表示されていなかった（以下、本件映画中の本件各映像が使用されている部分を併せて「本件使用部分」という）。

Xは、本件各映像について自己の有する上映権・頒布権・氏名表示権・公表権の侵害を主張し、Yに対し、本件各映像を含む本件映画の上映等の差止め、本件映画を記録した媒体及び本件各映像を記録した媒体からの本件各映像の削除、損害賠償、新聞紙上への謝罪広告の掲載を求めた（以上、本訴）。

他方Yは、本件各映像の使用につきXがYの許諾申請を拒絶して本訴事件を提起した行為は、独占禁止法に違反し、Yに対する不法行為を構成するなど主張して、Xに対し、損害賠償を求めた

（反訴）。

Yは、本訴事件について、自身が本件各映像を入手した際に著作者名が表示されていなかったことから、著作権法（以下、単に「法」とも）19条2項によりXの氏名表示権を侵害しないと主張し、また本件各映像の利用は適法な引用（法32条1項）であって、Xの著作権を侵害しないなどと主張した。

原判決は、本訴事件について、差止請求及び削除請求の全部と損害賠償請求の一部を認容した。また反訴事件については、その請求を全部棄却した（東京地判平30・2・21平28（ワ）37339号）。

Yは自己の敗訴部分を不服として控訴したが、控訴審も原審の結論を維持している（最決令元・6・27（平30（オ）1506号・平30（受）1847号）は上告棄却・不受理決定）。

判決の要旨

控訴審は原判決を基本的に引用しているため、以下では原判決と控訴審の付加的判断の双方を引用する（後掲解説との関係上、法19条2項の適用及び引用の抗弁に係る判旨のみ紹介する）。

原審判旨①

「Yは、本件各映像を本件映画に使用するに際し、Xの名称を表示しないことは、『すでに著作者が表示しているところ』に従ってしたものであり、著作権法19条2項により許容されると主張する。

しかし、著作権法19条2項は、『著作物を利用する者は、…その著作物につきすでに著作者が

表示しているところから従って著作者名を表示することができる。』と規定し、著作者名を表示する場合に、その表示として、既に著作者が表示した名称等を用いることを許容するにすぎず、同条3項において著作者名の表示を省略できる場合が規定されていることからしても、著作者名を表示しないことを正当化する規定ではないと解される。

したがって、Yの主張は失当であり、Yが本件各映像を使用するに際してXの名称を表示しなかったことは、本件各映像につきXが有する氏名表示権を侵害する行為である。」

原審判旨②

(法32条1項は)「単に『利用することができる。』ではなく、『引用して利用することができる。』と規定していることからすれば、著作物の利用行為が『引用』との語義から著しく外れるような態様でされている場合、例えば、利用する側の表現と利用される側の著作物とが渾然一体となって全く区別されず、それぞれ別の者により表現されたことを認識し得ないような場合などには、著作権法32条1項の適用を受け得ないと解される。

また、当該利用行為が『公正な慣行』に合致し、また『引用の目的上正当な範囲内』で行われたこと……の判断に際しては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などを総合考慮すべきである。」

「本件映画のプロローグ部分のうち、Y制作部分は、画面比が16:9の高画質なデジタルビデオ映像であり、他方、本件使用部分は、画面比が4:3であり、Y制作部分に比して画質の点で劣っているから、Y制作部分と本件使用部分とは、一応区別されているとみる余地もある。

しかし、本件映画には、本件使用部分においても、エンドクレジットにおいても、本件各映像の著作権者であるXの名称は表示されていない。」

「実質的にみても、資料映像・資料写真を用いたドキュメンタリー映画において、使用される資料映像・資料写真自体の質は、資料の選択や映画全体の構成等と相俟って、当該ドキュメンタリー映画自体の価値を左右する重要な要素というべきであるし、テレビ局その他の報道事業者にとって、事件映像等の報道映像は、その編集や報道手法とともに、報道の質を左右する重要な要素であ

り、著作権法上も相応に価値が認められてしかるべきものであるから……ドキュメンタリー映画において資料映像を使用する場合に、そのエンドクレジットにすら映像の著作権者を表示しないことが、公正な慣行として承認されているとは認め難いというべきである。

そうすると……本件映画における本件各映像の利用は、『公正な慣行』に合致して行われたものとは認められない。

したがって、著作権の行使に対する引用(著作権法32条1項)の抗弁は成立しない。」

控訴審判旨①

「Yは、氏名の不表示は当該著作物を無名のままにするという著作者の積極的な意思表示であり、著作権法19条2項の解釈としても、『無名の著作物については、その著作者において氏名を表示しないこととする権利を行使したものと考えられるから、その著作物を利用するに際しては…無名の著作物として利用すれば足りる。』と解されている(から、本件映画に被控訴人の名称を表示しなくても氏名表示権侵害は成立しない)と主張する。

しかしながら、本件においては、そもそもXが本件各映像を無名の著作物として公表することを選択した事実、すなわち、本件各映像について著作者名を表示しないこととする権利を積極的に行使した事実を認めるに足る証拠はない。

したがって、本件各映像が無名の著作物であるとの前提自体が失当であるから……Yの主張は採用できない。」

控訴審判旨②

「もともと出所の明示は引用者に課された著作権法上の義務(著作権法48条1項1号)である上に、本件の場合、本件映画中のY製作部分と本件使用部分とは、原判決が指摘するとおり、画面比や画質の点において一応区別がされているとみる余地もあり得るとはいえ、映画の中で、これらの部分が明瞭に区別されているわけではなく、その区別性は弱いものであるといわざるを得ないから、本件使用部分が引用であることを明らかにするという意味でも、その出所を明示する必要性は高いものというべきである。また、本件のようなドキュメンタリー映画の場合、その素材として何が用いられているのか(その正確性や客観性の程度はどのようなものであるか)は、映画の質を左

右する重要な要素であるといえるから、この観点からしても、素材が引用である場合には、その出所を明示する必要性が高いものと考えられる。他方、本件においては、引用する側（本件映画）も引用される側（本件各映像）も共に視覚によって認識可能な映像であって、字幕表示等によって出所を明示することは十分可能であり、かつ、そのことによって引用する側（本件映画）の表現としての価値を特に損なうものとは認められない……適法引用として認められるための要件という観点からも、本件映画において本件各映像を引用して利用する場合には、その出所を明示すべきであったといえ、出所を明示することが公正な慣行に合致し、あるいは、条理に合うものといえる。」

「したがって、Yが何ら出所を明示することなくXが著作権を有する本件各映像を本件映画に引用して利用したことについては、（単に著作権法48条1項1号違反になるということにとどまらず）その方法や態様において『公正な慣行』に合致しないとみるのが相当であり、かかる引用は著作権法32条1項が規定する適法な引用には当たらない。」

判例の解説

一 無名著作物の場合における法19条2項の類推の可否

1 氏名表示権は、著作物の公衆への提供・提示がなされるたびに働く権利である。しかし、著作者がすでに表示しているところにしたがって表示すれば、著作者の人格を傷つけることにはならないと推測されることから、法19条2項は、著作者の別段の意思表示がない限り、そのように表示しても氏名表示権を侵害しないことを定めている（加戸守行『著作権法逐条講義〔6訂新版〕』（著作権情報センター、2013年）171頁）。著作物の利用を行おうとする者は、同項の規定により、著作者名を改めて表示するか（それとも表示しないか）、表示するとした場合どのように表示するかについて、事々に著作者に照会する煩雑さから免れることができる。

しかし法19条2項は、著作者名が従前表示されていなかった場合（無名著作物の場合）については沈黙している。Yは無名著作物の場合にも同項が直接適用されると（少なくとも原審の段階では）

主張していたが、同項の文言上は「著作者が表示しているところに従って」とあるので、無名著作物の場合にまで直接適用を求めることには無理であろう（原審判旨①）。むしろ主張すべきは、類推適用であろう。

2 では、無名著作物の場合に法19条2項が類推されると解してよいであろうか。思うに、著作者名が従前表示されていた場合も無表示であった場合も、従前の例を踏襲すれば著作者の人格を傷つけないであろうと推測される点は変わらない。また、法19条2項が著作物利用者の便宜を図る規定であることは明らかであり、当該便宜を図る必要性は、著作者の実名や周知変名が表示されていた場合以上に、周知でない変名が表示されていた場合や無表示であった場合の方が大きい。以上からすれば、同項の趣旨は無名著作物について優に類推されると考える（中山信弘『著作権法〔第3版〕』（有斐閣、2020年）605頁も参照）。

3 なお無名著作物といっても、氏名表示を望んでいた著作者が利用者の要求に折れて無表示に同意したというケースと、著作者自らが望んで積極的に無表示にしたというケースの2通りが考えられる。しかし、そのどちらであるかに応じて結論を違える必要はない。前者のケースでも、結局無表示に同意したのであれば、著作者の人格がさして傷つくとは考えられない（別段の意思表示の余地もある）。また、後続利用者はどちらのケースに相当するかを外部から判別できないから、仮に結論を違えるとすると、侵害を恐れる後続利用者は常に著作者に照会しなければならなくなり、上記の区別自体が無意味となる。

控訴審判旨④は、上記2つのケースを区別して、前者の場合には法19条2項を類推しないとする見解に立っていると深読みすることも可能であるが、そうではなく、本件各映像をYが入手した経緯が不明であり、本件使用部分についてXが著作者名を表示せずに公表したという事実の立証がなされていない旨を単に指摘したにすぎないと解すべきであろう（なお、認定事実とされていないが、Xは本件各映像を（一部を除き）すでに報道に利用し、その際に自己の名称を表示したと主張している¹⁾）。つまり、当該判旨は、法19条2項は従前無表示の場合一般について類推されるとする私見を明確には否定していないと評価できる。

二 出所不明示の場合における引用の抗弁の成否

1 適法引用の判断枠組については、旧法下の事例である最判昭55・3・28民集34巻3号244頁に由来する明瞭区別性と附従性の二要件説が、現行法下においても採用される例が少なくなかった（東京高判昭60・10・17判時1176号33頁、東京高判平12・4・25判時1724号124頁等）。もっとも、それらの裁判例においては多様な事実が考慮要素とされており、学説からは、一見すると上記二要件とは無関係な要素も考慮されているという批判や、また上記二要件自体現行法の文言とどのように関連づけられるかが明確でないという批判があった（飯村敏明「裁判例における引用の基準について」著研26号91頁、上野達弘「引用をめぐる要件論の再構成」半田正夫先生古稀記念『著作権法と民法の現代的課題』（法学書院、2003年）307頁等）。

近年では、法32条1項にいう公正な慣行と引用の目的上正当な範囲内の要件充足の判断において、多様な要素を総合考慮するという判断枠組をとる裁判例が多くみられるようになってきている（東京地判平13・6・13判時1757号138頁、知財高判平22・10・13判時2092号136頁、東京地判平28・1・29平27（ワ）21233号等）。原審判旨②もこの立場に立つものであり、本件控訴審もこれを引用するものである。この判断枠組においては、現行規定の文言との関連は意識されているものの、公正な慣行と正当な範囲内の判断においてなぜ総合考慮すべきであるのかは、関連裁判例においても未だ明確に説明されていない。また、前掲平成22年知財高裁判決のように、引用の抗弁を認めるに当たり、慣行が現実是否存在するかどうかをほとんど度外視して、当該行為の社会的必要性や有用性に焦点を当てた判示がなされることもある。

2 そもそも正当な範囲内か否か（余分な範囲まで引用しているか）の判断は、引用目的が特定されれば比較的容易に行えるから、その点で総合考慮を行う必要はほとんどないだろう。総合考慮の必要が生ずるのは、公正な慣行の判断においてであろう。私見によれば、それは次の理由による。

まず、そもそも適法性が推認されなければ慣行自体が形成されにくいし、未だ慣行が形成されていない業界では引用が認められないというものも不当である（田村善之「著作権法32条1項の『引用』

法理の現代的課題』コピーライト2007年6月号16頁）。したがって、当該業界に未だ慣行が存在しないとしても、引用の抗弁は直ちには否定されず、当該引用が認められるか否かは条理（公正の理念）によって判断すべきである（中山・前掲399頁）。また、慣行が現実存在する場合でも、既述の通り「公正な」慣行への合致が求められることに変わりはない。そうであるとすると、結局、慣行の存否自体はそれほど重要ではなくなり、当該引用が公正の理念に合致しているか否かだけが重要になる。そしてその点について判断する際に、総合考慮の必要が生ずる（ただし、条文が全く無意味とならないように、慣行が存在しそれに準拠している旨を被疑侵害者の側で立証できれば、公正性の推定が働くと解すべきであろう）。

3 いわゆる批評・研究型の引用の場合には、その公正性について判断する際に、明瞭区別性や附従性、出所の明示を考慮すべきは当然である（社会的に定着した「引用」の語の用法には、それ以外の型のものもあり（たとえば交響曲における民謡等の「引用」）、そちらに関しては明瞭区別性等は不要と解したいが、ここでは詳述しない）。本件のようなドキュメンタリー映画の場合も同様であるといえ、原審判旨②も控訴審判旨②も明瞭区別性について一応吟味している。原審判旨②は、Y制作部分と本件使用部分とは一応区別されているとみる余地があったとした上で、Yが後者の出所を明示しなかったことは公正な慣行に合致しないと判断した。控訴審判旨②はさらに加えて、Y制作部分と本件使用部分の区別が弱いことから出所明示の一層の必要性があったとして、同様の結論を導いている。いずれも、Yの不作为が公正の理念に合致しないことを適切に認定判断しており、その内容はとくに異論のないところであろう。

●——注

- 1) 従前の表示の例が複数存在する場合には、利用者は知りうる限り最新のものによる必要があろう（田村善之『著作権法概説〔第2版〕』（有斐閣、2001年）430頁）。よって、従前無表示の例があったとしても、その後に著作者名の表示がされていれば、原則それによるべきである。

●——参考文献（本件評釈）

- 蘆立順美・平成30年度重判解264頁
 麻生典・発明116巻3号44頁
 小林利明・ジュリ1522号8頁